

発議第2号

流山市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年2月21日提出

提出者

議会運営委員長 松尾 澄子

提案理由 流山市議会基本条例第27条第1項の規定により、この条例の検証及び条文の見直しを行ったことや、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、政務調査費の名称が政務活動費に改称されたこと等から、所要の改正を行うためである。

流山市議会基本条例の一部を改正する条例

流山市議会基本条例（平成21年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 政務調査費（第18条）」を「第7章 政務活動費（第18条）」に改める。

第3条第1号中「及び信頼性を確保し、市民に開かれた」を「を確保し、市民に開かれた信頼される」に改め、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とする。

第16条第1項中「中心とした」を「重視した」に改め、同条第2項中「拡大し」を「重視し」に改める。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 政務活動費

第18条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費は」を「政務活動費は」に、「流山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年流山市条例第1号。以下「政務調査費条例」）」を「流山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年流山市条例第1号。以下「政務活動費条例」）」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「収支報告書」の次に「（領収書等の証拠書類を含む。）」を加え、同条第3項中「政務調査費条例」を「政務活動費条例」に改める。

第21条第2項中「の市民による利用を積極的に推進しなければならない」を「が市民にとって利便性が高いものとなるよう努めるものとする」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条（見出しを含む。）の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。